

午後二時三十分開議

(三番田村匡雄君入場)

議長(中西虎蔵君)

休憩を以て引続きの会議を用ゐます。

日程第十三 昭和四年度福生町国民健康保険特別会計補正予算第二号案議案第十六号を議題に供します。事務局をして議案の朗読をいゝさせます。

(野崎議事係長朗読)

省略

議長(中西虎蔵君)

理事者から提案理由の説明を求めます。

(助役森田幸造君登壇)

助役(森田幸造君)

お許しをいゝにござりますして議案第十六号について、説明申しあげたいと存じます。今回の国保会計の補正予算

は歳入歳出予算のうち総務費と保険給付費の補正が主でございまして、これに要する財源は、国庫支出金と都支出金で収入

福生町議会

のバランスをとつた次第でございします。まず歳入でございしますのが、国庫支出金にあつたとして、百三十六万円を増額補正をいゝとするとするものでございまして、内容は事務費負担金が四十六万二千円、療養給付改善特別補助金が百九十五万二千円であり、一方特別療養給付費補助金にあつたとして、百二十三万円の減がございします。これを差引いた額が増額される次第でございします。次に都支出金にあつたとして、百六万四千円を増額補正をいゝとするとするものでございしますが、これはすでに承知のとおり、昨年の一月一日から実施になりまして、療養費の割給は関係の補助金でございまして、当時、国が割給付を実施するにあたり、この医療費の増加分の四分の三を国で負担することとし、残りの四分の一については市町村の負担として実施されたものでございしますが、国庫負担分の四分の三相当額は被保

除者一人当り百四十五円という低額で交付されたため、東京
都のように医療費の高いところは不足を主張するわけであり
ますが、この不足額は東京都において給付していただくとい
う約束のもとに東京都全体の市町村は、この割給付にふたぎり
した次第でございますが、都財政の関係から、これなかなか実現
できないうちでありましたが、今回その約束が実現したいという性
格の補助金でございします。以上のような次第でございまして、
今回の歳入の補正額は二百四十五万四千円とが、なる次第でござ
います。つぎに歳出でございしますが、総務費にありまして二百
六万円の補正をいいたそうとするものでございしますが、内容は給
付改訂によりあります諸費の増額分と婦人会にありましてあり
ます。保険料徴収の報償金の増が主たるものでございします。
又保険給付費にありましては百九十八万円を追加いたしました。



するものでございまして、その内容は療養給付費と診療請求
書の審査支払い手数料並びに財産費、葬費の補正でござ
います。最後に予備費でございしますが、十萬四千円を補正した
しまして、歳出補正総額は歳入と同じく二百四十五万四千円とが
なっておりまして、バランスをとらせていたにいたる次第でござい
ます。以上簡單でございしますが、昭和四十年年度の国補補正予算
第二号の説明を終らせていたにござります。

議長(中西虎蔵君) これより質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君) これにて質疑を終結いたします。

おわかりいたします。議案第六十六号は原案とあり決するに
「異議あり」せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君) 二、要議なしと認めます。よろ。議案第十六号は原案とあり可決いたしました。

議長(中西虎蔵君) 日程第五昭和四十年年度福生町公益貸屋特別会計補正予算第一号案議案第十七号を議題に供します。事務局として議案の朗読をいたします。

(野崎議事係長朗読) 省略

議長(中西虎蔵君) 理事者から提案理由の説明を求めます。

(助役 森田幸造君登壇)

助役(森田幸造君) 朗読をいたします。議案第十七号について説明申あげたいと存じます。本案は昭和四十年年度福生町公益貸屋特別会計補正予算第一号でございまして、歳入歳出それぞれ十四万六千円を追加いたしまして総額四百八十二万八千円に補正いたそうとするものでございります。歳入と並びに歳出の主

たる内容を申しあげてみますと歳入につきましては本年度、貸付利子の収入は平均在庫額が二百五十万円の見込を以てありましたもので従って貸付利率は年利二分程度に見込められますので、当初予算額より十四万四千円の増収となり又流賃物処分の結果五万六千円の増収とく売却利子が六万六千円の増収となりました結果、果収入総額がしめて十四万六千円となり次第でございります。又歳出につきましては給与改訂にともなう人件費の追加額が六万四千円、流賃物の処分結果に基く基金繰出金五万六千円が主となり収入に対する支出の減額三万六千円を予備費をもろ計上いたしまして追加額を十四万六千円とした次第でございります。以上簡單な説明でございりますすが、なにとぞよろしくご審議のほどを願ひたいと存じます。

議長(中西虎蔵君) 一、れより質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(中西秀蔵君)

これにて質疑を終結いたします。

おわかりいたします。議案第十五号は原案とあり決するに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(中西秀蔵君)

異議なしと認めます。よろしく議案第十五号は原案とあり決いたします。

議長(中西秀蔵君)

日程第十五 昭和四十年年度福生町福生都市計画福生地区區整理事業特別会計補正予算第三号案、議案第十八号を議題に供します。事務局をして議案の朗読をいたさします。

(野崎誠事係長朗読) 省略

議長(中西秀蔵君)

理事者から提案理由の説明を求めます。

(助役 森田幸造君登壇)

助役(森田幸造君)

お許しをいたさゞ議案第十八号につきまして

説明申しあつたのと存じます。今日の補正は武蔵野台の事業費関係が主でございまして公社の立寄金でありますところの昭和三十九年度までの分が五千八百五十五円、この中には当初分二千六百三十四円八千円を含んでおりますがその整理と町の水道関係で水線用地として保留地の処分をいたしたいたいのをそのための歳入千八百万円が主たる補正となっております。すなわち歳入にながれまして五千九百九十六万五千円の補正でございましてこの内訳は保留地の予約金、これは新都市建設公社から借入がであるもので、これが四千五百九十六万五千円とさうほど申しあげました保留地の処分金千八百万円、これは水線用地として武蔵野台の保留地の一区画を充てたいと存じまして、これが歳入の主な内

容でございませう。歳出でございませうが、美平の補償費関係の事業費から千六百五十五千円を減じまして、武蔵野台事業費に計上する。これは千八百三十五千円を加えるということでもございませう。これは三十九年までの公社の立替金の返済に充当するということもございませう。八百万円は、実際には仮替地が決定してないので、補償費の支出は少ないのでございまして、現実には武蔵野台に充てられて、千五百万円の支出しかなくてございまして、千五百万円が千五百万円に繰越されることと存じますが、これはさうはと申しあげました。水源地に充てるための処分金でございませう。歳出に充てられて主たる増はやはり随分改訂にもなり、職員の出費等の増等が主でございまして、よろしくご審議の上、ご可決あらんことをお願い申しあげます。

議長(中西虎蔵君)

これより質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君)

これにて質疑を終結いたします。

おわかりいたします。議案第十八号は原案とあり決するに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君)

異議なしと認めます。よろしく議案第十八号は

原案とあり可決いたします。

議長(中西虎蔵君)

日程第十六昭和四十四年度福生町水道事業会計

修正予算第三号案、議案第十九号を議題に供します。事務局として議案の朗読を行います。

(野崎誠事係長朗読)

省略

議長(中西虎蔵君)

理事者から提案理由の説明を求めます。

(助役森田幸造君登壇)

助役森田幸造君　お許しをいたしなすして、議案第九号についてお示して
ご説明申しあげたいと存じます。水道事業関係で予算条例の中
に出ておりますので、そのうち第二条以下をお示して、ご説明を
申しあげたいと存じます。第二条は収益的収入と支出の関係でい
ざいありますが、収入にあつたとして四百三十六万円を追加し、累計額五
千五百三十三万五千円といひしに、その内訳は営業収益にあつ
たとして水道料金と量水器の使用料で二百十三万三千円、営業外収
益で二百二十万五千円、この営業外収益が計上されしに、理由は
基地排水工事に関連いたしおして、都市計画事業からの配水管埋
設替への受諾工事中、当年度完成予定分の見込み分を計上したこ
とによるものか、大なる補正額となつた次第でございす。支出に
あつたとしては二百六十八万二千円を追加いたしおして、五千三百

二十五万五千円といひしに、したがつたその主たる補正額は営業外費
用でございとは申しあげおし、基地排水工事にもなり受諾工
事費となつております。予備費において、二十七万五千円の増と
いたしおして、累計百四十八万八千円に、理由としては、基地排水
工事が年度内にとれだけ完了するかという、ことによる、この予
備費を過額した次第でございす。基地排水工事にしても、な
り配水管埋設工事費の設計金額の四百万円に対する年度内の
事業費を見込んだ次第でございす。収入支出差引も百五十
万八千円が収入増となつておりますが、その建設改良費にあつ
たとして、当年度利益剰余金として補てんし、建設事業をいたそうと
するものでございす。しかる第三条でございす、が資本的収
入及び支出の内収入については、そのおのの五百九万八千円、支出で
二百八十八万二千円を追加いたしおして、六千八百三十八万八千円と

し、収入に對しおして千八百二十八千円の不足となつたわけであ
 りますが、この不足額の補てんは留保資金繰越利益剰余金建
 設改良積立金で補てんすることになつております。なお今度の
 補正額二百八十二万二千円の主たる内容は都市計画街路の鋪設道
 路にかかる積断分の工事関係と第二排水場配水池の關係にもな
 う配水施設ポンプが主たる内容でございす。第四条は路
 費が七百五十五万円ふやして、千九百二十九万三千円となり、交際
 費が三万円減として五万円といはしたわけであつてございす。第五
 条は棚卸資産の購入限度額をやはり基地排水工事、及び建設改良
 工事等によりおして三百三十五万五千円を追加いたしました。第六
 条は千六百九十四万九千円といはした次第でございす。第六條は三
 条で説明申しあげました事業にともないおして剰余金処分
 金を改めるとともに積立金の額を補正した次第でございす。

なりの予算案例の内容につぎおしては四頁以下にわたります
 て、実施内訳書がありすが、これについては省略させていた
 だく次第でございす。以上よろしく審議のほどお願い申しあ
 げる次第でございす。

議長(中西虎蔵君)

これより質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君)

これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。議案第十九号は原案とより決するに
 異議ありとせんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君)

異議なしと認めらる。よろ議案第十九号

は原案とより可決いたしました。

議長(中西虎蔵君)

日程第十七、昭和四十四年度福生町と商場特別会計

補正予算第三号案 議案第二十五号を議題に供します。
事務局を以て議案の朗読をいたします。

(野崎議事係長朗読) 省略

議長(中西虎蔵君) 理事者から提案理由の説明を求めます。

(助役木村幸造君登壇)

助役(森田幸造君) お許しをいいたしまして議案第二十五号について説明を申しあげたいと存じます。本案は歳入歳出にそれぞれ

六十六万六千円を追加いたしまして三百五十一万二千円といはしますために本予算を以て提案申しあげた次第でございます。歳入の主たる内訳はと畜場使用料に於いて二十万九千円と畜検査手数料に於いて四十五万四千円を主たる財源といはしまして六十六万六千円の歳入増を以ていたしまして、歳入の全たるものは検査手数料として支払われるものが四万四千円その他は勤務いたしてあり

ます方々の給与等にあつてゐるものでございまして以上の総額は千二百二十五万二千円となる次第でございます。よろしく、審議のほどをお願い申しあげます。

議長(中西虎蔵君) これより質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君) これにて質疑を終結いたします。

おわかりいたします。議案第二十五号は原案とあり決するに、異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君) 異議なしと認めます。よろしう議案第二十五号は原

案とあり可決いたしました。

議長(中西虎蔵君) 日程第十八昭和四十四年度福生町一般会計予算案。

議案第二十五号を議題に供します。事務局を以て議案の朗読を

いたさずす。

(野崎議事係長朗読) 省略

議長(中西虎蔵君)

理事者から提案理由の説明を求めます。

(助役森田幸造君登壇)

助役(森田幸造君)

お話しをいたさずして、昭和四十年年度の福生町

一般会計予算案について説明申し上げたいと存じます。本案はさきほど町長の施政方針の中でも説明申し上げたいと存じます。地財法運用を受けたりあります関係上、当初計画に基きまして、四十年年度予算を編成いたしました次第でございます。従って、甚だお後して申しわけない形になつておるのでございすが、四十年年度の最終補正におきましては例えは職員のベースアップ等のこととあつて補正にありつた分なる補正予算をしていただくわけでございますが、ここに提案申し上げて、四十年年度の一般会計予算

案については、昨年度地財法運用の申出の時に提出いたしました、四十年年度の計画をそのとおりとし、関係上その歳入におきまして、又歳出におきかしてもその計画を厳格にいたしまして、編成いたしましたものでございすので、非常に暫定的な形が強い次第でございます。従いまして例えは税収の確定を見あるいは国都等の支出金の交付決定がなされますと大巾に予算の修正をいたさなければならぬのでございまして、ここに二つの数字をいたして出して、はとこでも、当初計画に基くものでございすので、四十年年度最終補正と比較いたしますと、歳入、歳出の面におきかしても、極めて金額とがなつてある次第でございます。特にとりたてて申しあげること、ございせんが、歳入の中で、十年年度の繰上充用金、八千四百五十万四千円というところが数字になつておりますが、これはすでに四十年年度の最終補正におきか

てお支払いのことと存じますが、相当少なくなる見込でございます。
います。一応大きな変化を主とするであろう予算はわたって申し
あげておきます。土木費、教育費、繰上元金等にについては非常
に大きな支出の変動がなされるものと存じますが、以上の歳入歳出
それぞれ五億九百六十六万四千円として、提案申し上げた次第で
ございいます。この内容のうち特に歳入におかれましては、町税にお
いて五百七十八万円あるものの増額をみておりますが、これは
最終的にはお金のほかにも、二十万円程度の余裕をもつもの
ではなからうかと考えらるる次第でございいます。その他振興
交付金にいたしてもあるいは地方交付税にいたしても、
おためておとりつめた金額が計上されておる次第で、これは
議会の旨とすると共に、当局に十分おたうたをいいたばかりで
特別交付金あるいは都の支出金ににおける振興交付金等に子

本としては、大布な増額が得られず、より私どもといたしましても
持段の努力をいたしますので、議会におかれましては、何分の二の
をいいたばかりで、これの歳入の増額には、協力のほどを願ひ申し
あげておかない次第でございいます。なお支出金等の内容について
著しく説明申し上げるべきでございますが、当初予算として、提
案申し上げた四十五年度一般会計予算はいわゆる骨格予算でござ
いまして、約束されております義務的なものはほとんど網羅して
計上されておりますが、今後の課題として、国都の支出金の増大を
おそれるとともに、税の増収ともならみ、益々おして、極力不要な
事業の抑制をすることにも、早急に計画変更をいたしまして、可
能な限りの財源を町発展のために投入したいと考えまして、
本案を提案申し上げた次第でございいます。以上よろしく、審
議をいたしたくを願ひ申し上げます。